

大規模災害発生時の国東市議会議員の行動マニュアル

平成30年10月23日

国東市議会全員協議会

1 大規模災害が発生したとき

- (1) 議員は、大規模災害の発生をテレビやラジオ等で覚知又は感知したときは、国東市議会災害対応連絡会議（以下「災害対応連絡会議」という。）の指示があるまでは、個人の判断に基づき行動する。
- (2) 議員は、自身や家族の安全を確認し、速やかに安全な場所へ避難する。
- (3) 議員は自身の安否を議会事務局へ連絡し、連絡体制を確立するものとする。
- (4) 議会事務局は、議員の安否を議長に連絡する。

大規模災害時の行動基準

・全議員が議会事務局に安否を連絡しなければならない場合

- ① 市域で震度5強以上の地震が発生したとき。又は、災害対策本部が設置されたとき。
- ② 大雨、洪水、暴風等により土砂災害が発生し、災害対策本部が設置されたとき。
- ③ 航空災害、道路災害、危険物等災害、林野火災、広域停電等で大規模災害へ拡大する恐れのある場合で、災害対策本部が設置されたとき。

2 【初動期】（初動態勢：災害発生から概ね24時間が経過するまで）

※議員の対応

- (1) 議長及び副議長は、速やかに登庁するものとする。

※議長及び副議長が登庁できない場合、下記の優先順位により、大規模災害対応における議長の職務を代行する。

1. 議会運営委員会委員長
2. 総務常任委員会委員長
3. 文教厚生常任委員会委員長
4. 産業建設常任委員会委員長

- (2) 災害発生時、議員は安否を自ら議会事務局へ連絡するとともに、常に所在又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立する。

優先順位は次の順による

- ① 情報共有ツールを利用した連絡。

- ② 電話回線を利用した連絡。
- ③ メールを利用した報告。
- ④ 上記のすべてが不可能であれば災害伝言ダイヤル（171）に録音する。

安否連絡方法・・・議員個人から次の手段により議会事務局に連絡する。

- ① 情報共有ツール
- ② 電 話 0978-72-5196（議会事務局）
- ③ F A X 0978-72-5170（議会事務局）
- ④ Eメール shigikai@city.kunisaki.lg.jp（議会事務局）

※注：勤務時間内8：30～17：00までの間以外の時間帯は電話回線での連絡不可。

- (2) 議員は、自身の安全確保のため、自身の避難を優先させることを前提として地域の被災者の安全確保、避難誘導等に地域の一員として協力する。
- (3) 議長は、議会事務局に指示し、議員に災害状況を提供する。
情報の伝達方法は、情報協共有ツールによるものとする。
- (4) 議長は、速やかに災害対応連絡会議を設置し、国東市議会災害対応連絡会議設置要綱に基づき対応する。

※本会議（または委員会）開会中における対応

- ・議長（または委員長）は、非常事態により会議（または委員会）の継続が困難であると認めたときは、発言の途中であっても、直ちに休憩または延会（または散会）を宣告することができる。
- ・議場（または委員会室）から避難が必要になった場合は、議長（または委員長）は、傍聴者避難・誘導するとともに、速やかに避難するものとする。

3 【初動期経過後】（おおよそ1週間以内）

- (1) 議員は、自らの所在を明らかにし、連絡体制を確立する。
- (2) 議員は、各地域における被災地及び避難場所等での情報収集を行う。
- (3) 議員は、各地域における被災地及び避難場所等での要請事項を把握し、必要に応じて災害対応連絡会議に提供する。これを受けて、議長は情報を取りまとめ、必要に応じて災害対策本部に要請、要望等を行う。
- (4) 議員は、地域の一員として地域の被災者の避難所支援などの共助の取り組みが円滑に行われるよう協力する。

4 議員が議会事務局へ伝達する項目

- (1) 安否の確認と現在の居場所と状況について。

- (2) 自宅の固定電話、FAXの使用可・使用不可について。
- (3) 携帯電話の使用可・使用不可について。
- (4) 自宅以外で書類等を受け取れる場所のFAX番号について。

5 議員への情報伝達方法

・災害対応情報会議から議員への情報伝達の優先順位は次のとおりとする。

- (1) 情報共有ツールにより伝達する。
- (2) FAXにより伝達する。
- (3) 電話により伝達する。

6 参集又は活動時の留意事項

(1) 服装・携帯品

防災活動に支障のない安全な服装とし、ヘルメット、手袋、懐中電灯、携帯電話、携帯ラジオ及び筆記道具等必要な用具を携帯する。また、個人用として食料、飲料水も携帯する。

(2) 交通手段

災害発生直後は、家屋の倒壊や火災、道路等の寸断により、自動車が使用できないことも想定されることから、その場合は徒歩、自転車又はバイク等を利用する。

(3) 緊急措置

火災又は人身事故等緊急事態に遭遇したときは、人命救助を最優先に適切な措置をとる。

7 その他

- (1) 災害対応連絡会議を設置したときは、総務課長を経由して、災害対策本部長に通知するものとする。
- (2) 災害警戒本部が設置された場合は、設置された旨、経過及び今後の見通しについて、議会事務局を通じ、議長へ報告するものとする。
- (3) 議長は、災害警戒本部設置の報告を受けたときは、関係議員に報告する。

8 このマニュアルは、平成30年11月 1日から施行する。